

所沢市告示 第352号

「所沢市自転車駐車場の整備及び自転車の放置の防止に関する条例」第19条
第6項の規定により、下記のとおり告示する。

令和7年7月8日

所沢市長 小野塚 勝 俊

記

- 1 撤去した日 令和7年7月7日
- 2 撤去した場所 自転車放置禁止区域、自転車放置指導整理区域、市営自転車駐車場
- 3 撤去・保管台数 4台
- 4 返 還 日 同条例第21条第2項に規定する告示の日より44日間
(自転車保管場所の開所日・開所時間内に限る)
- 5 返 還 場 所 喜多町自転車駐車場内保管場所
喜多町2番12号
電話04-2924-9419
月～土曜日(12/29～1/3を除く)
午前9:00～午後5:30
- 6 問い合わせ先
 - (1) 保管自転車について 上記の該当する自転車保管場所
 - (2) それ以外 所沢市市民部防犯交通安全課
電話04-2998-9140

所 沢 市 選 管 告 示 第 21 号

50分の1、3分の1及び6分の1の数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項、第4条第11項、第5条第1項及び第5条第15項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定における選挙権を有する者の50分の1、3分の1及び6分の1の数は、下記のとおりである。

令和7年7月8日

所 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 吉 田 正

記

1. 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項における選挙権を有する者の総数の50分の1の数

5,835 人

2. 地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

97,250 人

3. 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項における選挙権を有する者の総数の6分の1の数

48,625 人